

第6章

歴史的風致維持向上施設の整備又は 管理等に関する事項

1. 歴史的風致維持向上施設の整備又は管理等についての方針

本市の歴史的風致の維持・向上にあたっては、第3章で示した4つの方針に基づく事業を以下のとおり分類し、実施する各事業を分類ごとに位置づけます。

- (1) 歴史的建造物に関する事業
- (2) 歴史的な街なみ、景観に関する事業
- (3) 歴史的風致の形成に関わる文化財等の保存・活用に関する事業
- (4) 伝統行事や伝統技術等の文化に関する事業

事業分類	事業名	事業 No.
(1) 歴史的建造物に関する事業	歴史的建造物保存活用マッチング支援事業	(1)-①
	歴史的建造物調査等ハリテージ事業	(1)-②
	歴史的建造物整備支援事業	(1)-③
	歴史風致維持向上計画整備方針策定事業	(1)-④
(2) 歴史的な街なみ、景観に関する事業	鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想事業	(2)-①
	温泉地域活性化推進事業	(2)-②
	城前団地建替事業	(2)-③
	藤室鍛冶屋敷線歩道整備事業	(2)-④
	美しい会津若松景観助成事業	(2)-⑤
	屋外広告物適正化推進事業	(2)-⑥
	大好きな会津絵画コンクール事業	(2)-⑦
	材木町団地建替事業	(2)-⑧
	八葉寺阿弥陀堂周辺整備事業	(2)-⑨
	飯盛山墳墓域周辺整備事業	(2)-⑩
	東山温泉街湯川周辺整備事業	(2)-⑪
	会津若松駅中町線景観改善事業	(2)-⑫
	無電柱化事業（国道 252 号）	(2)-⑬
	県立病院跡地利活用事業	(2)-⑭
(3) 歴史的風致の形成に関わる文化財等の保存・活用に関する事業	史跡若松城跡総合整備計画事業	(3)-①
	文化財保存活用地域計画推進事業	(3)-②
	鶴ヶ城公園整備事業	(3)-③
	庁舎整備事業	(3)-④
(4) 伝統行事や伝統技術等の文化に関する事業	会津まつり支援事業	(4)-①
	十日市支援事業	(4)-②
	特用林ウルシ樹育成事業	(4)-③

実施する事業は、歴史的風致を構成し、その維持及び向上に寄与するもので、本計画の期間内に確実に実施されるものを対象とします。また、本市固有の歴史的風致の価値及び魅力向上のための取組の底上げ・拡充を図り、歴史的維持風致向上施設の整備と適正な管理に関する各種事業を重点的に展開することで、その効果を市全域に波及するため効果的な情報発信等を行っていきます。

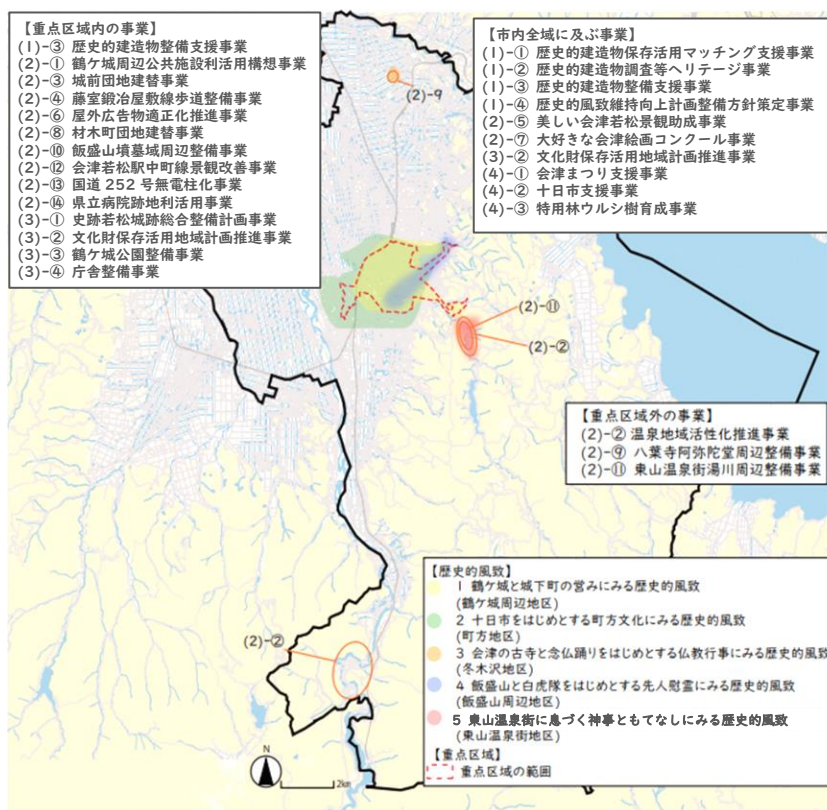
歴史的風致維持向上施設の整備と管理の方針について以下に示します。なお、歴史的風致維持向上施設とは、公共施設(道路、駐車場、公園、水路、下水道、緑地、広場、河川、水防、砂防の施設等)や屋外広告物、また、案内施設、交流施設、体験学習施設、集会施設、倉庫等の公用施設、さらに旧家などの歴史的建造物を復原した公的施設等を含むものであり、道路、河川その他の土木施設等地域の歴史的風致を形成するものや、地域の伝統を反映した人々の活動が行われる場となるもの等、歴史的風致の維持及び向上に寄与するものです。

整備については、庁内関係部局と連携し、上位計画・関連計画との整合性を図りつつ、専門家の指導や助言、国や県の文化財行政の協力のもと、必要な場合には、関係団体との連携を図り、市民意見等も取り入れながら、推進していきます。市民や来訪者が歴史的風致をより身近に感じることができるよう、また、整備による価値の低下を招かないように留意します。

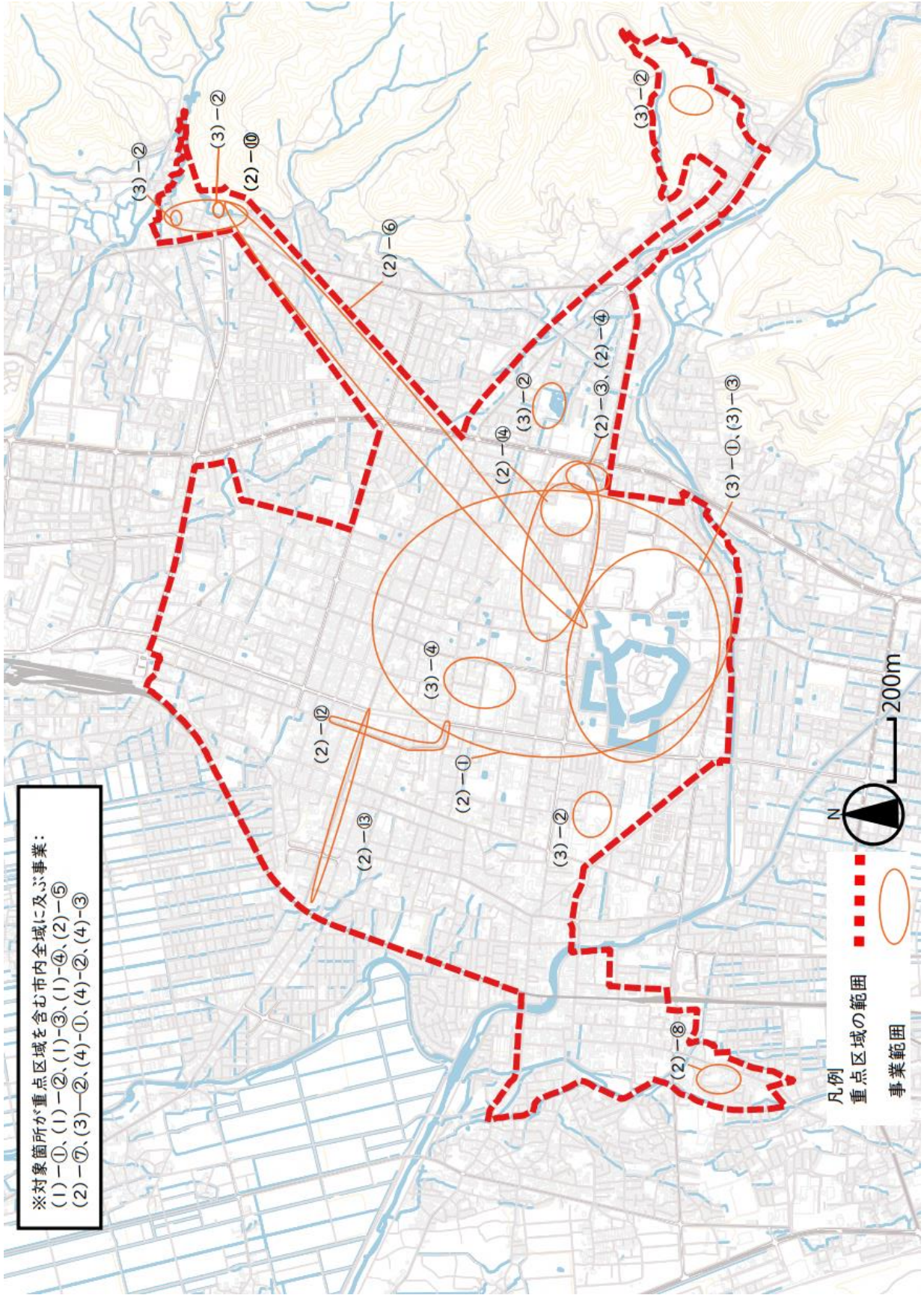
行政が所有する歴史的風致維持向上施設の管理については、文化財保護法等の諸法令に基づき、適切な維持管理を行っていきます。また、地域住民や関連団体等との連携による維持管理にも積極的に取り組み、必要に応じて所有者等への指導・助言を行います。施設の周辺においては、景観計画や屋外広告物規制条例に基づく規制・誘導や各種まちづくり施策と連携して、各歴史的風致固有の地域にふさわしい景観形成等を図っていきます。

また、歴史的風致を構成している民間所有施設等については、維持管理が適切に行われるよう、歴史的景観指定建造物の更なる指定を図るなど、事業制度の周知等を行い、積極的な活用を促進します。

整備が完了したものについては、公開等の活用を積極的に行い、維持・管理については、庁内関係部局で適切に役割分担を行い、実施するものとします。



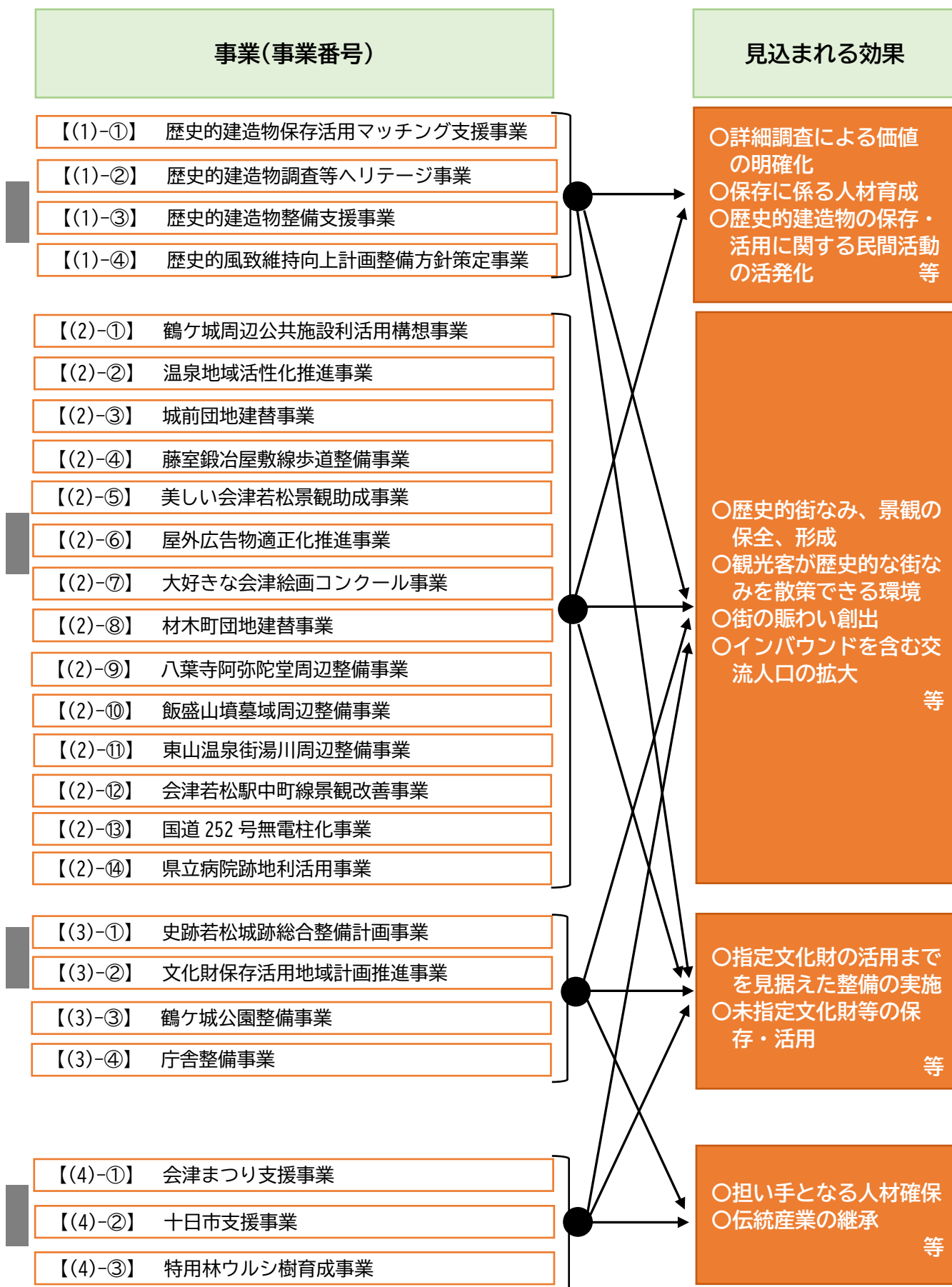
事業箇所 (市全域)



事業箇所（重点区域）

【歴史的風致の維持及び向上に関する体系】


歴史的風致の維持及び向上に関する課題	歴史的風致の維持及び向上に関する方針
<p>(1) 歴史的建造物に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的建造物の滅失 ○維持管理が十分でない歴史的建造物の増加 ○歴史的建造物の価値に対する認識の不足 	<p>(1) 歴史的建造物に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的建造物の改修等に対する支援 ○歴史的建造物への調査や維持管理等の保存活動を支える人材の育成支援 ○歴史的建造物の価値等の普及啓発
<p>(2) 歴史的な街なみ、景観に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的な街なみの消失 ○歴史的な街なみ、景観の保存の意義に対する認識不足 ○歴史的な街なみの周辺の一部の歩道で十分な幅員が確保されていない ○観光地等における良好な景観の阻害 	<p>(2) 歴史的な街なみ、景観に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○歴史的建造物の修景等による歴史的街なみ、景観の形成 ○歴史的な街なみ、景観の保存の意義に関する普及啓発 ○歩道整備の推進や電線地中化の検討 ○観光地等における良好な景観の形成
<p>(3) 歴史的風致の形成に関わる文化財等の保存・活用に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一部の文化財及びその周辺環境で保存活用のための十分な整備が行われていない ○指定文化財の一部で十分な維持管理が行われていない ○一部の文化財について個別の保存活用計画が策定されていない 	<p>(3) 歴史的風致の形成に関わる文化財等の保存・活用に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○指定文化財の適切な保存・活用 ○文化財の維持管理への費用支援 ○個別の保存活用計画の策定推進
<p>(4) 伝統行事や伝統技術等の伝統文化に関する課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統行事や伝統技術等の地域における担い手の不足 ○祭礼の伝承活動に要する経費負担の増加 	<p>(4) 伝統行事や伝統技術等の伝統文化に関する方針</p> <ul style="list-style-type: none"> ○伝統行事や伝統産業に係る伝統技術の担い手育成支援 ○祭礼の伝承活動に要する経費の支援




2. 事業内容

以上の考え方や方針に基づき、以下のような事業を実施します。

(1) 歴史的建造物に関する事業

事業番号	NO.(1)-①
事業名	歴史的建造物保存活用マッチング支援事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和5年度(2023)～
事業の概要	<p>景観条例に基づく歴史的景観指定建造物34件については、景観助成制度等を活用して、これまで1棟も解体されることなく保存が図られてきました。</p> <p>一方で、歴史的景観指定建造物に至っていない建造物等については景観助成制度の対象外であることもあり、近年、解体されるケースが見受けられる状況にあります。</p> <p>歴史的風致維持向上計画に位置付ける歴史的風致形成建造物を中心として、歴史的建造物を「誰かに使ってほしい」、「利活用を図りたい」と考える所有者と、「使いたい」、「出店したい」と希望する方の想いをマッチングし、修景支援等を行うことで歴史的資源である建造物の保存・活用を図ります。</p>
	
	カフェとして活用されている旧漆器店の店舗
事業の位置図	市全域
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物の活用に向けた支援に一步踏み込むことにより、歴史的建造物の活用の担い手が不足している建造物と、活用を希望する方のマッチングを支援することで、歴史的建造物の保存を良質な状態で推進することができ、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。





事業番号	NO.(1)-②
事業名	歴史的建造物調査等ヘリテージ事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和5年度(2023)～
事業の概要	<p>市内に残る歴史的建造物について、市政だよりやHPにより調査を希望する方を募集し、一定の要件を満たす物件を中心として調査を行います。</p> <p>その中から選定し景観審議会等による調査を行い、重点区域内における歴史的風致形成建造物指定候補物件の拡充を図ります。</p>
	 <p>歴史的建造物の外観調査</p>
事業の位置図	市全域
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物の保存活動を支える人材育成の支援や、保存活動に関する周知や現地調査を通じて、市民の歴史的建造物の価値に対する認識の向上につながることで歴史的風致の維持及び向上に寄与します。


事業番号	NO.(1)-③
事業名	歴史的建造物整備支援事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和5年度(2023)～
事業の概要	<p>重点区域内に残る歴史的建造物について、歴史的風致形成建造物に指定し、その保存・整備を促進します。</p>  <p>会津若松市役所本庁舎旧館</p>
事業の位置図	重点区域内
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	重点区域内に点在する歴史的建造物の保存・整備をすることにより、歴史的建造物を背景として行われている、伝統的な活動等をより一層際立てることとなり、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。

事業番号	NO.(1)-④
事業名	歴史的風致維持向上計画整備方針策定事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和5年度(2023)～
事業の概要	歴史まちづくり計画に定める、民間の所有する歴史的建造物等の修景整備等に関する基礎調査を行い、建造物単体の整備方針をまとめる。策定した建造物に係る整備方針をもとに、まちづくりの事例や、活用事例等を用いて、ソフト面も含めた総合的な整備方針書(ガイドライン)を策定します。
事業の位置図	市全域
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的建造物を用いたまちづくり事例や、活用方策等を含む総合的な整備方針書(ガイドライン)を作成することで、市民の歴史的建造物の価値に対する意識向上、歴史的な街なみ景観の維持・形成につながり歴史的風致の維持・向上に寄与します。



(2) 歴史的な街なみ、景観に関する事業

事業番号	NO.(2)-①
事業名	鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成22年度(2010)～
事業の概要	<p>鶴ヶ城(若松城)周辺にあり、施設の機能移転や老朽化から、施設の利活用や更新を検討すべき公共施設について、その将来の方向性について示した鶴ヶ城周辺公共施設利活用構想を平成22年(2010)8月に策定しました。</p> <p>対象施設は、会津学鳳高校跡地、会津図書館、市役所庁舎等であり、この構想を踏まえながら各種施設の事業化について検討しています。</p>  <p>鶴ヶ城(若松城)西出丸に隣接する旧会津学鳳高校跡地</p>
事業の位置図	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>国指定の史跡である鶴ヶ城周辺の公共施設の利活用や更新が進むことで、城の周辺環境が整備され、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>


事業番号	NO.(2)-②
事業名	温泉地域活性化推進事業
事業主体	①一般財団法人 東山温泉観光協会 ②会津若松市温泉地域活性化検討会
事業手法	市単独事業
事業期間	①平成12年(2000)～ ②平成29年(2017)～
事業の概要	<p>①温泉地域の旅館協同組合及び観光協会が行う共同事業に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、東山温泉及び芦ノ牧温泉地域（以下「温泉地域」という。）の活性化並びに観光振興を促進することを目的とします。</p> <p>②東山・芦ノ牧両温泉地域の老朽化した空き旅館・ホテルを含めた景観対策を中心とした温泉街の魅力向上に向けて、市や温泉関係者との検討協議を行いながら、温泉街が目指すべき方向性や姿を描き、その実現に向けて実施する事業等について取りまとめた「温泉地域景観創造ビジョン」を策定することを目的とします。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>東山温泉</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>芦ノ牧温泉</p> </div> </div>
事業の位置図	<div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="text-align: center;">  <p>東山温泉の事業の位置図</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>芦ノ牧温泉の事業の位置図</p> </div> </div>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致を構成している東山温泉等の景観向上並びに観光振興策を行うことで、「東山温泉街に息づく神事とするもてなしにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。

事業番号	NO.(2)-③
事業名	城前団地建替事業
事業主体	会津若松市
事業手法	地域居住機能再生推進事業
事業期間	平成23年度(2011)～
事業の概要	<p>鶴ヶ城周辺地区内という立地を踏まえ、景観重点地区の景観形成基準に基づき、意匠、形態、彩色や高さなどに配慮した計画とし、城前団地建替事業を実施しています。</p>  <p style="text-align: center;">城前団地</p>
事業の位置図	<p>景観重点地区に位置付けられている鶴ヶ城周辺地区内にある城前団地建替事業に関連した建造物</p>  <p>凡例 重点区域の範囲 (Red dashed line) 事業範囲 (Orange oval) 200m</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市営住宅である城前団地を景観形成基準に基づいた計画として整備することで、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>



事業番号	NO.(2)-④
事業名	藤室鍛冶屋敷線歩道整備事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和8年度(2026)～
事業の概要	<p>鶴ヶ城に通じる主たる都市計画道路である藤室鍛冶屋敷線において、狭隘で劣化の激しい歩道の整備や、緊急輸送路として新設電柱を抑制する占用制限措置を行うとともに、無電柱化をはじめとする整備事業を検討、実施し、ウォークアブルな街づくりを推進します。</p>  <p style="text-align: center;">景観阻害要因となっている電柱類</p>
事業の位置図	<p>都市計画道路藤室鍛冶屋敷線（国道118号～県道64号線 間）</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>魅力ある景観形成と歩きやすい空間形成を促進することにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>

事業番号	NO.(2)-⑤
事業名	美しい会津若松景観助成事業（歴史的景観指定建造物保存整備支援事業）
事業主体	歴史的景観指定建造物所有者、会津若松市
事業手法	市単独事業（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成7年度(1995)～
事業の概要	<p>本市に脈々と息づいている歴史や伝統、文化は、先人たちが長い年月をかけて育んできた貴重な財産であり、会津若松らしい景観形成の礎となっています。これらを後世に伝え、本市にふさわしい景観形成を推進するため、重要な建造物等を歴史的景観指定建造物に指定し保存、活用を図ります。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 歴史的景観指定建造物（修景前） 歴史的景観指定建造物（修景後） </p>
事業の位置図	歴史的景観指定建造物 指定物件34件
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	市内に点在する歴史的景観指定建造物は、歴史的雰囲気や情緒を醸し出す貴重な存在であり、それらを指定して保存していくことは、伝統的な行事や風習、祭礼等の歴史的風致を際立たせるなどの意義があり、市全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与します。

事業番号	NO.(2)-⑤
事業名	美しい会津若松景観助成事業（景観まちづくり協定修景整備支援事業）
事業主体	景観まちづくり協定同意者、会津若松市
事業手法	市単独事業（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成7年度(1995)～
事業の概要	<p>まちの景観をつくるのは、そこに暮らし、働き、憩う住民です。地域住民が、地区内にある歴史的価値のある建造物等を生かした景観形成を図るため、お互いにルール（緑化、建物の形態、色彩など）をつくり、個性あふれるまちづくりを進めようとする地区を「景観まちづくり協定地区」として認定し、その取り組みを支援します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;">    </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> 協定地区内にある建造物（修景前） 協定地区内にある建造物（修景後） </p>
事業の位置図	景観まちづくり協定11地区
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	各地区に残る歴史的な建造物等を景観形成の核として町並み整備を進めており、歴史的な建造物の風情や情緒を点から線へ、また線から面へと広げていく役割を果たすことで歴史的な町並み景観の維持・形成につながり、市全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与します。


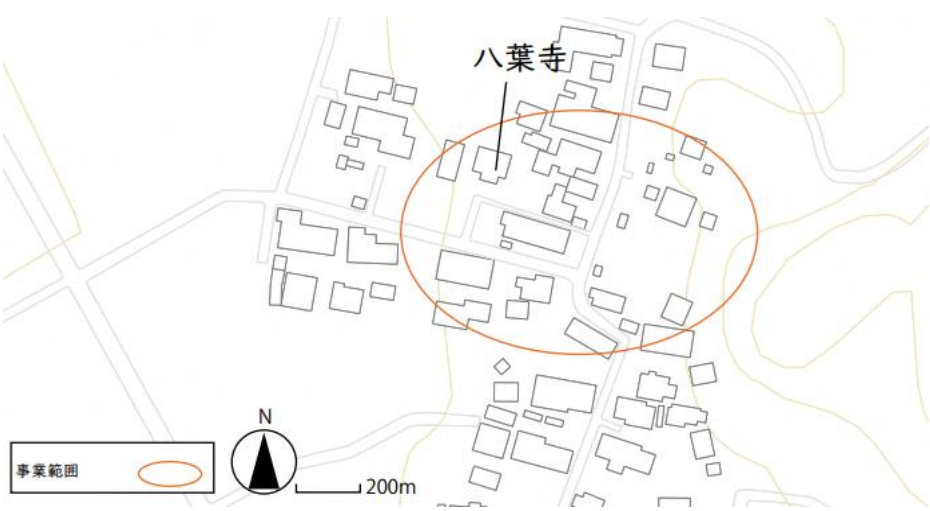
事業番号	NO.(2)-⑤
事業名	美しい会津若松景観助成事業 (景観重点地区(鶴ヶ城周辺地区)修景整備支援事業)
事業主体	景観重点地区(鶴ヶ城周辺地区)内事業主及び住民等、会津若松市
事業手法	市単独事業(街なみ環境整備事業)
事業期間	平成28年度(2016)～
事業の概要	<p>会津若松らしい個性ある景観を形成するため、歴史的特性を持つ鶴ヶ城周辺地区など、重点的かつ計画的に景観形成を進めていく必要のある地区を、地区住民との意見交換等により建築物等の高さや色彩などの具体的な景観形成基準を定め、「景観重点地区」に指定し良好な景観の形成を進めています。</p> <p>本市の「顔」である鶴ヶ城と、その周辺地区を景観計画に基づき「景観重点地区」として指定していますが、戊辰戦争により歴史的に価値のある武家屋敷等は、ほぼ全て消失しており、鶴ヶ城及びその周辺地区は、修景整備により歴史的な雰囲気醸し出す役割を果たしていきます。</p>
	 <p>景観重点地区内における修景</p>
事業の位置図	景観重点地区(鶴ヶ城周辺地区)内
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	鶴ヶ城及びその周辺地区において、修景整備を行い、歴史的風致にふさわしい景観整備を進めることで、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。

事業番号	NO.(2)-⑤
事業名	美しい会津若松景観助成事業（公開空地整備支援事業）
事業主体	事業主（景観まちづくり協定同意者、景観重点地区内事業主及び住民等、大規模行為実施者）、会津若松市
事業手法	市単独事業（街なみ環境整備事業）
事業期間	平成7年度(1995)～
事業の概要	<p>大規模な建築物等の新築等は周辺景観に大きな影響を与えるため、景観法の規定により一定規模以上の行為について届出を義務付け助言、指導を行っており、これらを対象として公開空地の整備を行う場合、一定の要件を満たす行為に対し一部助成を行い周辺景観との調和を図ります。</p>  <p style="text-align: center;">公開空地の整備</p>
事業の位置図	景観まちづくり協定地区、景観重点地区内及び大規模行為実施箇所
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	一定規模以上の建築行為等において、公共に面する公開空地整備に対し一部助成を行うことで、通りに対する潤いや安らぎを創出し、歴史的建造物等を活かした街なみ整備と連動することで歴史的風致の維持及び向上に寄与します。



事業番号	NO.(2)-⑥
事業名	屋外広告物適正化推進事業
事業主体	事業主（特別規制地域内における屋外広告物所有者等）、会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成30年度(2018)～
事業の概要	<p>本市独自の屋外広告物等に関する条例（平成29年(2017)会津若松市条例第22号）の制定・施行に伴い、新たに既存不適格となる物件の撤去・改修等に要する経費の一部を助成することにより早期適正化を図り、良好な広告景観の形成を推進します。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>特別規制地域内の屋外広告物 (適正化前)</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>特別規制地域内の屋外広告物 (適正化後)</p> </div> </div>
事業の位置図	本市独自の屋外広告物等に関する条例により、新たに特別規制地域となった地区内（第3種～第5種特別規制地域）
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	屋外広告物の規制誘導は景観形成上重要な役割を果たしており、本市の歴史上重要な鶴ヶ城や飯盛山周辺の沿道景観地区、視点場、視対象としての眺望景観地区の屋外広告物の是正を推進することにより、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。

事業番号	NO.(2)-⑦
事業名	大好きな会津絵画コンクール事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成8年度(1996)～
事業の概要	<p>子供たちの景観に対する意識の醸成・向上を図るため、市内の小中学生を対象として実施しています。</p> <p>子供の頃の思い出は、まちなみや歴史的建造物、自然景観等と重ね合わせて心に刻まれており、それが自分の育ったふるさとへの愛着や景観に対する思いを呼び起こす契機となっています。</p> <p>子供たちの自由な発想や柔軟な感性による絵画は、景観形成に対する意識の高揚を市全体へ波及させる効果が期待できます。</p>
	<div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>入選作品（小学生の部）</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>入選作品（中学生の部）</p> </div> </div>
事業の位置図	市内全域
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>子供たちの景観に対する関心や意識を高め、景観形成に対する意識の高揚を市全体へ波及させることで、市全域の歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>





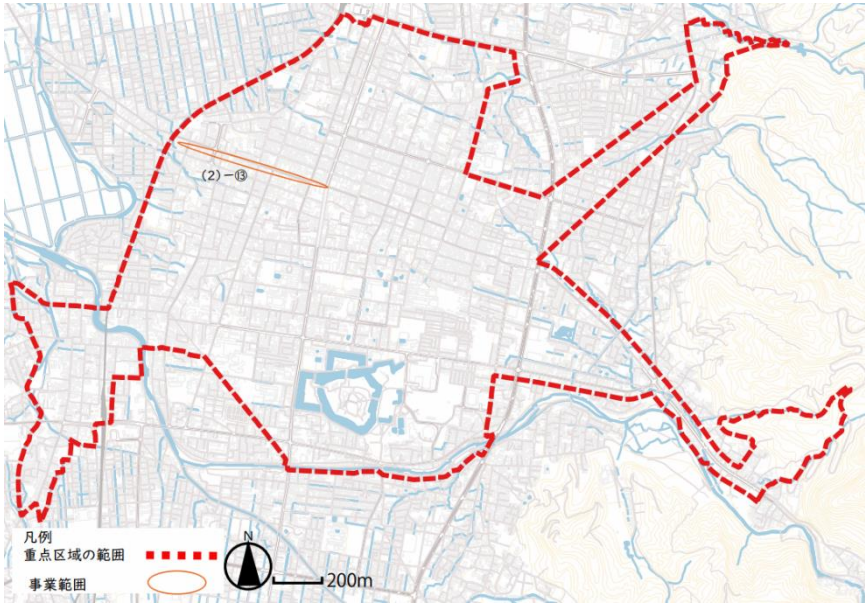
事業番号	NO.(2)-⑧
事業名	材木町団地建替事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和12年度(2030)～
事業の概要	<p>施設の老朽化等に伴い、複合・集約を考慮した建替事業を想定し、官民連携手法の導入についても検討していきます。歴史を感じることのできる立地条件に配慮し、周辺景観と調和した計画を想定しています。</p>  <p>登録有形文化財建造物に隣接する材木町団地</p>
事業の位置図	<p>会津五街道の一つである下野街道沿いに位置し、登録有形文化財建造物の旧鍋三本店（星野家住宅）や、御薬園などとともに会津を代表する庭園とされる可月亭庭園に隣接しています。</p>  <p>凡例 重点区域の範囲 事業範囲</p> <p>200m</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	「十日市をはじめとする町方文化にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。

事業番号	NO.(2)-⑨
事業名	八葉寺阿弥陀堂周辺整備事業
事業主体	宗教法人 八葉寺
事業手法	民間単独事業
事業期間	令和5年度(2023)～
事業の概要	<p>脈々と続けられてきた冬木沢参りの習俗は、仏都会津を象徴する仏教行事です。その舞台となる八葉寺阿弥陀堂周辺を整備することでさらなる魅力向上を図ります。</p>  <p>八葉寺阿弥陀堂 奥之院</p>
事業の位置図	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>良好な歴史資源の保全と磨き上げにより、仏都会津の魅力を発信し、外国人観光客を含む来訪者の満足度向上やインバウンドの促進を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>

事業番号	NO.(2)-⑩
事業名	飯盛山墳墓域周辺整備事業
事業主体	公益財団法人 会津弔霊議会
事業手法	民間単独事業
事業期間	令和6年度(2024)～
事業の概要	<p>飯盛山墳墓域周辺の参道や碑石類について、経年変化による歪み等も見受けられることから、継続的な整備を行うことで歴史的資源の魅力向上を図ります。</p>  <p>経年変化がみられる参道</p>
事業の位置図	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>良好な歴史資源とともに、戊辰戦争で散った会津人の武士道精神を伝えることで、外国人観光客を含む来訪者の満足度向上やインバウンドの促進を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>

事業番号	NO.(2)-①
事業名	東山温泉街湯川周辺整備事業
事業主体	会津東山温泉観光協会
事業手法	民間単独事業
事業期間	令和6年度(2024)～
事業の概要	<p>東山温泉街は、中央を流れる一級河川の湯川を中心に栄えてきました。河川付近には温泉水用の配管等が露出し、良好な景観を阻害していることから、湯川周辺における景観改善を行うことで、美しい清流と調和した温泉街の景観形成を図ります。</p>  <p>東山温泉街を流れる湯川</p>
事業の位置図	 <p>(2)-①</p> <p>凡例 事業範囲</p> <p>N 100m</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>湯川と温泉街の一体的な景観形成を図ることで、外国人観光客を含む来訪者の満足度向上やインバウンドの促進を図り、歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>

事業番号	NO.(2)-12
事業名	会津若松駅中町線景観改善事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和8年度(2026)～
事業の概要	<p>十日市が開催される大町四ツ角及び野口英世青春通りにおいて、舗装の改良をはじめとする景観改善事業を実施し、ウォークブルな街づくりを推進します。</p>  <p style="text-align: center;">野口英世青春通り</p>
事業の位置図	 <p>凡例 重点区域の範囲 事業範囲</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本市の歴史的景観指定建造物と一体となった会津らしい魅力ある景観形成と歩きやすい空間形成を促進することにより、歴史的風致の維持・向上に寄与します。</p>

事業番号	NO.(2)-13
事業名	無電柱化事業(国道252号)
事業主体	福島県
事業手法	無電柱化推進事業費補助金
事業期間	平成20年度(2008)～
事業の概要	<p>七日町通りにおいて景観阻害要因となっている電線、電柱について電柱類の無電柱化を実施し、ウォークアブルな街づくりを推進します。</p> <p>電線共同溝整備 L=960m 車道幅員 W=5.5m、歩車道幅員 W=10.0m</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>下の区(整備前)</p> </div> <div style="font-size: 2em;">➔</div> <div style="text-align: center;">  <p>下の区(整備後)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>上の区(整備前)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>中の区(整備前)</p> </div> </div>
事業の位置図	 <p>凡例 重点区域の範囲 (Red dashed line) 事業範囲 (Orange oval)</p> <p>200m</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>電線・電柱類の無電柱化を進めることで、街なみの景観の向上、安全で快適な歩行につながり、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>


事業番号	NO.(2)-⑭
事業名	県立病院跡地利活用事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成31年度(2019)～
事業の概要	<p>会津若松市景観計画に基づく景観重点地区に位置する県立病院跡地については、平成31年4月に策定した「県立病院跡地利活用構想」を踏まえながら、子供の屋内遊び場を核とした多世代交流施設の整備や、子育て支援等と親和性のある収益施設の設置などにより、子育て環境の充実と、賑わいの創出やまちづくりにつながる利活用を検討していきます。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>県立病院跡地</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>沿道景観形成地区</p> </div> </div>
事業の位置図	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>鶴ヶ城周辺地区内の沿道景観形成地区に位置することから、主要な通りに対する景観整備を進めることで、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>

(3) 歴史的風致の形成に関わる文化財等の保存・活用に関する事業

事業番号	NO.(3)-①
事業名	史跡若松城跡総合整備計画事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成9年度(1997)～
事業の概要	<p>会津若松市のシンボルである若松城を未永く保存整備するため、文化財の保存、史跡整備の見地から今後の復元を含めた方針と、その他造成、施設、修景、植栽、設備及び管理・運営など史跡内全体にわたった総合的な整備の計画を策定します。</p>  <p style="text-align: center;">鶴ヶ城（若松城）</p>
事業の位置図	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>国指定の史跡である鶴ヶ城を整備計画に基づき保存及び活用することで、鶴ヶ城の歴史的・文化的な価値と魅力の向上が図られ、市内外の人に向けてその魅力が発信され、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>

事業番号	NO.(3)-②
事業名	文化財保存活用地域計画推進事業（御薬園整備事業）
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成元年度(1989)～
事業の概要	<p>令和5(2023)・6年度(2024)に「名勝会津松平氏庭園保存活用計画（仮称）」の策定を進めます。</p>  <p>名勝会津松平氏庭園（御薬園）</p>
事業の位置図	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>国指定の名勝である御薬園を整備基本計画に基づき整備することで、保存・活用を進め、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>

事業番号	NO.(3)-②
事業名	文化財保存活用地域計画推進事業（御薬園整備事業）
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成元年度(1989)～
事業の概要	<p>平成8年度(1996)に策定した「名勝会津松平氏庭園整備基本計画」に基づき、専門委員・国・県の指導を受けながら整備を実施します。</p>  <p>名勝会津松平氏庭園（御薬園）</p>
事業の位置図	
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>国指定の名勝である御薬園を整備基本計画に基づき整備することで、保存・活用を進め、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>


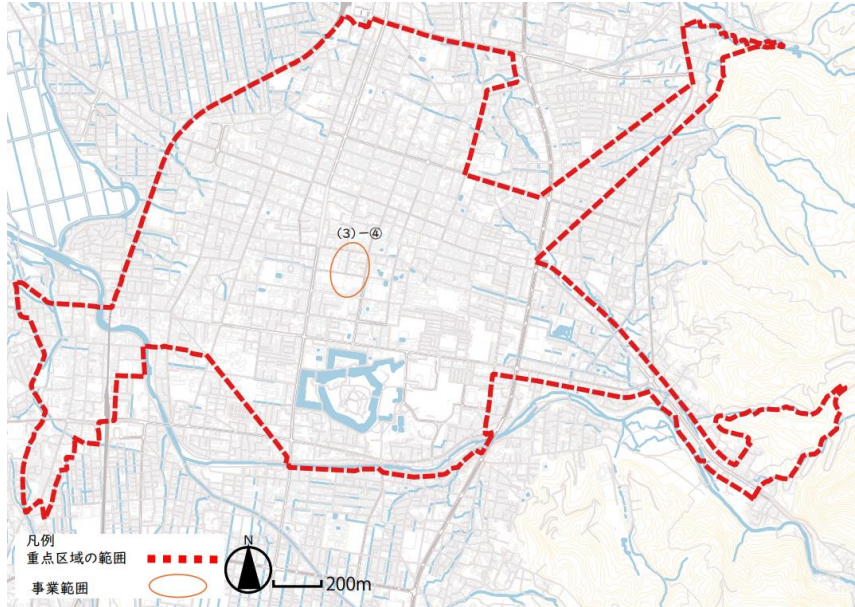


事業番号	NO.(3)-②
事業名	文化財保存活用地域計画推進事業（指定文化財保存整備事業）
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成9年度(1997)～
事業の概要	<p>国指定の重要文化財である「延命寺地蔵堂」「八葉寺阿弥陀堂」「旧滝沢本陣横山家住宅」「旧正宗寺三匠堂」の保存維持のための助言などを行い、所有者が実施する維持管理に要する経費に対し支援を行います。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>延命寺地蔵堂</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>八葉寺阿弥陀堂</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;"> <div style="text-align: center;">  <p>旧滝沢本陣横山家住宅</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>旧正宗寺三匠堂</p> </div> </div>
事業の位置図	<p>延命寺・八葉寺・旧滝沢本陣横山家住宅・旧正宗寺三匠堂</p>  <p>凡例 重点区域の範囲 - - - 事業範囲 ○</p> <p>200m</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>国指定の重要文化財である旧滝沢本陣横山家住宅や旧正宗寺三匠堂について、維持管理を促進することで、「飯盛山と白虎隊をはじめとする先人慰霊にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>

事業番号	NO.(3)-②
事業名	文化財保存活用地域計画推進事業（日新館天文台跡整備事業）
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和元年度(2019)～
事業の概要	<p>市指定史跡「天文台跡」の保存を図るとともに、市民や観光客が学習できる場となるよう周辺の整備・活用を進めます。</p>  <p style="text-align: center;">天文台跡</p>
事業の位置図	<p>日新館天文台跡</p>  <p>凡例 重点区域の範囲 事業範囲</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>市指定の史跡「天文台跡」の保存及び活用を進めることで、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」や「十日市をはじめとする町方文化にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>

事業番号	NO.(3)-②
事業名	文化財保存活用地域計画推進事業（院内御廟保存整備事業）
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成13年度(2001)～
事業の概要	<p>平成16年(2004)に作成した「整備実施計画書」に基づき、墓域の保存、施設修復、樹木整備、利活用施設の設置等を計画的に実施し、文化財史跡としての修復整備を図るとともに、歴史散策会の開催などを通して史跡の利活用を図ります。</p>  <p>会津藩主松平家墓所（院内御廟）</p>
事業の位置図	<p>院内御廟</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>国指定の史跡である会津藩主松平家墓所（院内御廟）の整備実施計画書に基づき、整備を実施することで、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>

事業番号	NO.(3)-③
事業名	鶴ヶ城公園整備事業（鶴ヶ城公園史跡指定区域環境整備事業）
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和7年度(2025)～
事業の概要	<p>史跡指定区域内の環境整備として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・集中的なゲリラ豪雨等に対して雨水排水対策を進めます。 （園路の舗装、雨水排水施設の整備） ・濠や石垣の保全を進めます。 （濠の水循環、浚渫、石垣の除草等） ・史跡保全のために、適正な樹木管理を進めます。 （老木化した樹木や支障木の伐採、新たな植樹など） <div style="display: flex; justify-content: space-around;">   </div> <p style="display: flex; justify-content: space-around;"> ゲリラ豪雨時に洗掘された園路 土砂が流れ込み陸地化した濠 </p>
事業の位置図	<p>史跡指定区域内（史跡若松城跡）</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>近年の集中的なゲリラ豪雨に対する対策や、濠、石垣、樹木など、良好な管理を行うことで、鶴ヶ城公園内の史跡の保全と歴史的風致の維持及び向上に寄与します。</p>


事業番号	NO.(3)-③
事業名	鶴ヶ城公園整備事業（鶴ヶ城公園多目的広場修景事業）
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	平成29年度（2017）～
事業の概要	<p>鶴ヶ城公園多目的広場は、旧あいづ陸上競技場として使用されていた施設であり、修景整備を行います。</p> <div style="display: flex; align-items: center; justify-content: center;">  <div style="margin: 0 20px;">➔</div>  </div> <p style="text-align: center;">鶴ヶ城公園多目的広場 修景前</p> <p style="text-align: center;">鶴ヶ城公園多目的広場 修景後（イメージ）</p>
事業の位置図	<p>鶴ヶ城公園多目的広場全域（城東町地内）</p> 
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>公園内の不要な工作物等を除却し、修景整備を行うことで、鶴ヶ城周辺の歴史を感じる風情や歴史的景観の保全が図られ、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持・向上に寄与します。</p>


事業番号	NO.(3)-④
事業名	庁舎整備事業
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和2年度(2020)～令和7年度(2025)
事業の概要	<p>新庁舎（本庁舎）の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本庁舎旧館棟を保存・活用します。 ・本庁舎敷地に新庁舎を建設します。 ・謹教小学校跡地の一部に駐車場・駐輪場を整備します。 ・庁舎周辺道路を拡幅整備します。  <p>会津若松市役所本庁舎（完成イメージ）</p>
事業の位置図	<p>会津若松市役所本庁舎</p>  <p>凡例 重点区域の範囲  事業範囲 </p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>本庁舎旧館保存活用計画及び庁舎整備行動計画に基づき、本庁舎旧館棟の保存・活用及び新庁舎整備を進めることで、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」及び「十日市をはじめとする町方文化にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>

事業番号	NO.(3)-④
事業名	庁舎整備事業（庁舎整備発掘調査事業）
事業主体	会津若松市
事業手法	市単独事業
事業期間	令和3年度(2021)～令和5年度(2023)
事業の概要	<p>埋蔵文化財包蔵地である若松城郭内武家屋敷跡において、市役所本庁舎の建て替え工事が予定されているため、開発に先立ち遺跡の記録保存のための発掘調査を実施します。</p>  <p>会津若松市役所本庁舎発掘調査</p>
事業の位置図	<p>会津若松市役所本庁舎</p>  <p>凡例 重点区域の範囲 事業範囲</p> <p>200m</p>
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	<p>鶴ヶ城郭内の遺跡の記録保存のための発掘調査を実施し、市役所本庁舎の建て替えを進めることで、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。</p>

(4) 伝統行事や伝統技術等の文化に関する事業

事業番号	NO.(4)-①
事業名	会津まつり支援事業
事業主体	会津まつり協会
事業手法	市単独事業
事業期間	昭和28年(1953)～
事業の概要	<p>毎年9月下旬に、提灯行列、先人感謝祭、会津藩公行列、童子行列、鼓笛隊パレード、会津磐梯山踊りが3日間に渡り開催されます。</p> <p>先祖への「鎮魂と感謝」、そして秩父 <small>ちちぶのみやすひと</small> 宮雍仁親王殿下と松平節子姫の御成婚により会津藩の復権が叶った「祝いと喜び」の精神を根幹に据えて後世に伝えていく市全体の統一祭です。</p>  <p style="text-align: center;">会津まつり</p>
事業の位置図	鶴ヶ城周辺、市街地
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致を構成している会津まつりを開催することで、「鶴ヶ城と城下町の営みにみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。

事業番号	NO.(4)-②
事業名	十日市支援事業
事業主体	十日市実行委員会
事業手法	市単独事業
事業期間	平成3年度(1991)～
事業の概要	<p>十日市は、会津地域最大の初市で、大町四ツ角を中心に、大町通りや神明通り等において、風車や起き上がり小法師、市飴などの縁起物のほか、漆器などの伝統工芸品や飲食を扱う店が立ち並び、毎年多くの人々が来場する新年の風物詩です。</p> <p>400年以上続くともいわれる伝統行事で、古くから大町通りで行われてきた会津地方最大の初市です。</p> <p>現在は、十日市実行委員会の事務局である「会津若松市商店街連合会」が中心となり、出店エリアの各商店街や、市、商工会議所、警察署、消防署、保健所、電力会社、交通事業者などの関係機関が協力し、伝統を守りながら運営しています。</p>
	 <p>十日市（縁起物の販売）</p>
事業の位置図	大町四ツ角を中心とした、大町通り、神明通り、中央通り、会津若松市役所通りのエリア
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致を構成している十日市を開催することで、「十日市をはじめとする町方文化にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。

事業番号	No. (4)-③
事業名	特用林ウルシ樹 ^{じゆ} 育成事業
事業主体	会津若松市
事業手法	福島県森林環境交付金
事業期間	昭和52年度(1977)～
事業の概要	<p>会津漆器の原材料となるウルシ樹の育成、管理を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育事業等の実施によるウルシ樹の適正な管理 ・ ウルシ樹液の生産及び売り払い(会津漆器協同組合への供給)  <p style="text-align: center;">南原開発農地</p>
事業の位置図	ウルシ樹育成業務委託(金堀地区・南原地区)
事業が歴史的風致の維持及び向上に寄与する理由	歴史的風致を構成している漆器の原材料であるウルシ樹の育成等を実施することで、「十日市をはじめとする町方文化にみる歴史的風致」の維持及び向上に寄与します。